

自治基本条例をつくる会 会議概要

第53回会議	
開催日時	平成21年6月24日（水）18：30～20：40
開催場所	山陽小野田市役所 第2委員会室
出席会員	10名 岩本信子、岡村啓二、河野朋子、草田和枝、酒井敏正、杉本保喜、林 久芳、平原廉清、山田義隆、岩崎秀司、
事務局	副市長、企画課（主幹、係長）
協議概要	1 第52回の会議概要について → 承認。 2 協議事項 会長の素案「山陽小野田市自治基本条例（案）」をもとに協議を行った。 ア）条項の並べ替えの確認作業 ・「市長」の章を「議会」と「行政運営等」の間の第4章とする。 ・「行政運営等」の章にある（住民投票条例）は、「参画及び協議」の後に新たに別の章とし第8章とする。 ・「危機管理」（近隣市との友好）の章を追加してはどうか？ →条文がないと分からないため必要であるなら次週に条文を作ってきて考えることとなる。 イ）条文の文言について ・条例のなかに、「市長は」と「市は」との言葉が混在していたため、「市は」に統一する。（（財政運営）第16条3項（意見・要望・苦情等への対応）第19条1項、2項） ・第4章市長第10条の2項に会長追加案は削除とする。 ・第4章市長第10条の5項で市長の任期を具体的に規定できないか協議 →上位法との兼ね合いで、「市長は、長期にわたって在任することによって市政活動の低下をまねかないように努めなければならない」とする。 3 その他 ・会議概要の「次回開催について」で次回の会議内容について書いて欲しい。 ・1名退会したい旨メールが届いたことを報告。 →都合が悪く欠席でも会員として残ってもいいので、事務局で再度退会の意思確認をする。

(宿題)

- ・「危機管理」(近隣市との友好)の条項を追加するため条文を各自検討
- ・計画策定における参画と協働について(パブリックインボルブメントについて)協議するので各自考えてきてください。

【次回の開催について】

第54回会議 : 平成21年7月1日(水) 18:30~第2委員会室

山陽小野田市自治基本条例（案）

前文

私たちの住む山陽小野田市は、瀬戸内海に面した水と緑の豊かな自然に恵まれた農林水産業と工業の盛んなまちで、平成17年3月旧小野田市と旧山陽町がひとつになって誕生しました。

先人の築いてきたやすらぎと文化の香りに満ちたこのまちは、私たち市民のものであり、住んでいることを誇れるまち、未来への責任を持てるまちにする必要があります。

そのためには、市民ひとりひとりがまちづくりに関心を持ち、私たち市民が積極的に参画し、行政、議会と協働してまちづくりを進めていくことが求められます。

私たちは「市民が主役のまちづくり」を実現するための道しるべとして、市政運営のルールを定めた最高規範となる「山陽小野田市自治基本条例」を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、山陽小野田市における市民自治の基本理念を明らかにし、市民及び事業者の権利及び責務並びに市長・職員・議員の責務及び議会の役割・責務を明確に規定するとともに、市民主役の参画と協働に基づいた行政運営等を行うために必要な基本的事項を定めることにより、市民総意に基づいた自治の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）「市」とは、市長をはじめとする執行機関をいう。
- （2）「市民」とは、市内に在住、在勤または在学するすべての個人及び市内に事業所を有する法人、営利を目的としないその他の団体をいう。
- （3）「事業者」とは、市内で営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいう。
- （4）「地域コミュニティ」とは、市民で構成されるまちづくりのための各種団体をいう。
- （5）「参画」とは、市が実施する計画立案、実施、評価等の各段階に市民が参加することをいう。

- （6）「協働」とは、市民と市と議会がよりよいまちづくりのために、それぞれの責務と役割を認識し、相互に助け合い、ともに活動をすることをいう。

（基本理念）

第3条 第1条に掲げた目的を達成するため、次の各号に掲げることをこの条例の基本理念とする。

1. 市、市民及び議会は、お互いに人権を尊重しなければならない。
2. 市、市民及び議会は、お互いに市政に関する行政情報を共有するものとする。
3. 市は、市民の市政への参画を保障しなければならない。
4. 市、市民及び議会は、お互いに協働してまちづくりにあたらなければならない。

第2章 市民等

（市民の権利）

第4条 市民は行政や議会、市政に関する情報を知る権利を有する。

2. 市民はまちづくりに参画する権利を有する。
3. 市民は市政に参画する権利を有する。

（市民の責務）

第5条 市民は自治の主体であることに責任を持ち、誇りある郷土を守り発展させ、次世代に引き継ぐため、積極的にまちづくりに参加するように努める。

（事業者の責務）

第6条 事業者は社会的な役割を認識し、地域社会との調和を図りながらまちづくりの発展に寄与しなければならない。

（青少年及び子どもの権利）

第7条 青少年及び子どもはその人権が尊重されるとともに、年齢に応じたまちづくりに参加する権利を持つ。

2. 市及び市民は、青少年及び子どもの意見を尊重し、まちづくりに反映させなければならない。

第3章 議会

（議会の役割と責務）

第8条 議会は市政への監視機能を果たすべきである。

2. 議会は開かれた議会運営に努めなければならない。
3. 議会は所有する情報を積極的に公開しなければならない。

（議員の役割と責務）

第9条 議員は、市民の代表としての自覚を持ち、自己の研鑽に努め、市民

の負託に応えなければならない。

2. 議員は市民の声を広く聞き、市民への情報を知らせる努力をしなければならない。

第4章 市長

第10条 市長は、市民から信託された代表であることを自覚し、民主的で効率的な行政運営を図るよう努めなければならない。

2. 市長は、市民が市政に関する諸活動に参加できるよう市民の知る権利と参加する権利を保障しなければならない。
3. 市長は、多様化してきている市民の行政需要に迅速かつ的確に対応するため、職員の能力や知識の向上及び職員の育成に努めなければならない。
4. 市長は、立候補時にマニフェストを公表し、在任中、その達成状況を公表しなければならない。
5. 市長は、長期にわたって在任することによって、市政活力の低下をまねかないように努めなければならない。

第5章 行政運営等

（職員の責務）

第11条 職員は、全体の奉仕者として市民の視点に立ち、公正・誠実・能率的に全力を尽くして職務に勤めなければならない。

2. 職員は、自ら職務の遂行に必要な知識・技術等の向上に努め、市民の行政需要や期待に即応できる能力を養成しなければならない。
3. 職員は、一市民として、積極的に市民との信頼関係を築くと共に、協働して市民活動に取り組まなければならない。

（職員の育成・資質の向上）

第12条 市は、市政の課題等に迅速かつ的確に対応できる知識と能力を持った職員の育成と資質の向上を図らなければならない。また、そのために職員に研修や自己啓発の機会を提供しなければならない。

（執行機関の組織及び体制）

第13条 市の行政組織と執行体制は、市民にわかりやすく、簡素で、効率的なものでなければならない。

（説明責任）

第14条 市は、各事業等の施策の計画段階から実施に至るまでの経過を市民に分かりやすく説明しなければならない。

（公正な行政運営）

第15条 市は、法令順守により適法かつ公正に市政を運営しなければならない。

（財政運営）

第16条 市は、総合計画や行政評価を踏まえた中・長期的な財政健全化計画を策定しなければならない。

2. 市は、予算編成及び財政運営に当たっては、財源を効率的かつ効果的に活用することにより、財政の健全性を確保するように努めなければならない。

3. 市は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければならない。

（行政評価制度）

第17条 市は、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、客観的な行政評価を行い、その結果を市民に公表しなければならない。

（監査）

第18条 監査委員は、市の財政等の監査を行うにあたり、事務事業の適法性のほか、有効性及び効率性等の評価を踏まえた監査を行わなければならない。

（意見・要望・苦情等への対応）

第19条 市は、市民からの意見・要望・苦情等を迅速かつ誠実に処理し、回答しなければならない。

2. 市は、市民からの意見・要望・苦情等で適切な措置が必要な事項については、直ちに行政運営に反映させなければならない。

第6章 情報の公開等

（情報の公開・提供）

第20条 市は、市民が行政情報を知る権利を保障すると共に、その保有する情報は積極的に公開し、提供しなければならない。

2. 市は、行政情報の公開、提供に当たっては多様な媒体を通じて提供すると共に、市民が、広報活動に参画できる体制を提供しなければならない。

（個人情報の保護）

第21条 市は、個人に関する情報の保護を図るため、個人情報の収集、利用、提供、管理について必要な措置を講じなければならない。

（公聴機能の強化）

第22条 市は、市民の市政に参画する権利と行政情報を知る権利を保障するため、行政情報の提供と市民の意見、要望等聞く場として、市政懇談会等を実施し、市政への要望等を市政運営に取り入れなければならない。

（会議公開の原則）

第23条 市は、審議会、各委員会、職員組合との団体交渉等の会議を原則として公開しなければならない。

第7章 参画及び協働

（計画策定における参画と協働）

第24条 市は、総合計画をはじめ重要な計画策定に当たっては、はじめから市民参画を得て、協働で作成するものとする。

また、策定の過程を適宜公表するものとする。

2. 各種計画策定の途中の段階でパブリックコメントを実施し、その意見表明機会とその説明を設けその結果を住民に適宜公表するものとする。

3. 各種事業計画の中で、大規模な起債をとまうような事業実施については、あらかじめパブリックインボルブメントを実施して住民の意向を把握・尊重して実行するものとする。

（地域コミュニティ）

第25条 市民は、心豊かで住みよい地域づくりや地域課題の解決に向けて協力できるよう、主体的に自治会等の地域コミュニティ活動に参加することに努めるものとする。

2. 市は、地域コミュニティ活動の果たす役割を尊重し、促進するために積極的に支援しなければならない。

（市政への参画）

第26条 市民は市政に参画することができる。

2. 市は、市民の市政に参画する権利を保障するため参画の機会を確保しなければならない。

（審議会等委員の公募）

第27条 市は、審議会等の委員の選定に当たっては、公正かつ中立性を期するため、委員に公募委員を入れ、市民の意見が反映されるようにしなければならない。

（協働）

第28条 市民及び市は、よりよいまちづくりのためにお互いを尊重し、協働することに努める。

2. 市民及び市は、協働の街づくりを進めるために必要な環境整備に努める。

3. 市民及び市は、協働に推進に当たっては、情報の共有と対話を基本とする。

第8章 住民投票条例

第29条 市長は住民投票条例を制定しなければならない。

2. 市長は、重要案件等については住民投票条例を実施し、その結果を市長及び議会は尊重しなければならない。

第9章 最高規範性

（この条例の位置づけ）

第30条 この条例は、市が定める最高規範であり、他の条例、規則等の制定・改廃に当たっては、この条例の趣旨を最大限尊重しなければならない。

第10章 国、県及び近隣市との連携・協力体制

第31条 市は、市民や事業者等が共有している問題を解決するために国、県及び近隣市と密接な連携と協力の下に情報交換等を行いながら共通の課題解決の解消に努めるものとする。

2. 市は、市民にとって必要な政策課題の実現のためには、国、県に具体的な政策提言の要望や提案を行うものとする。

第11章 自治基本条例審議会

第32条 市長は、付属機関としてこの条例に沿って市民自治の推進が適正に実施されているかどうかを把握するため、自治基本条例審議会を設置し、適宜提言を受けるものとする。

第12章 この条例の検討・見直し

第33条 市長は、社会・経済状況の変化等に応じて、この条例が、行政の運営及びまちづくりを推進する上で相応しいものであるかどうかを一定期間毎に検討しなければならない。

2. 前項の見直し・検討に当たっては、市民参加のもとで市民の意見を適切に反映させなければならない。